

奈良県広報担当 VTuber「奈々鹿」利用取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、奈良県広報担当 VTuber「奈々鹿」のイラスト（以下「奈々鹿」という。）の利用に関し必要な事項を定め、奈良県のPR、奈良県産品の販路拡大、奈良県の産業振興等に寄与することを目的とする。

(利用承認の申請)

第2条 奈々鹿を利用しようとする者（以下「利用申請者」という。）は、あらかじめ奈良県広報担当 VTuber「奈々鹿」利用申請書（様式第1号）に必要書類を添えて県に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、新聞、テレビ、雑誌等報道機関が報道目的で利用する場合は、この限りでない。

2 前項の申請に要する費用は、利用申請者が負担するものとする。

(資格要件)

第3条 利用申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、県はこれを承認しない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条に規定する暴力団員
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条（同条第1項第5号に規定する営業を行う者を除く。）に規定する営業を行う者
- (3) 特定商取引に関する法律（昭和51年第57号）第33条に規定する連鎖販売取引を行う者

(利用承認)

第4条 県は、第2条第1項の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、奈良県広報担当 VTuber「奈々鹿」利用承認書（様式第2号）を交付するものとする。この場合において、必要に応じて条件を付することができる。

2 県は、利用を承認しない場合は、奈良県広報担当 VTuber「奈々鹿」利用不承認通知書（様式第3号）を交付するものとする。

(承認基準)

第5条 県は第2条の規定による申請があった場合、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、利用を承認するものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反するものと認められる場合
- (2) 奈良県の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げとなるおそれがある場合
- (3) 特定の政治、思想、宗教を支援し、または支援しているような誤解を与えるおそれがある場合
- (4) 特定の個人又は団体を後援しているような誤解を与えるおそれがある場合
- (5) 第三者の利益を害するものと認められる場合

- (6) 奈々鹿の品位・信用、イメージを損なうおそれがあると認められる場合
- (7) 虚偽の内容若しくは事実と異なる内容を含むもの又は事実を誤認するおそれがあるものと認められる場合
- (8) その他、県が奈々鹿の利用が不適切であると認める場合

(利用期間)

第6条 利用期間は、最長3年間とする。ただし、必要に応じて利用期間を変更することができる。

- 2 前項の利用期間終了後、引き続き利用しようとする者は、改めて第2条の申請を行い、承認を受けなければならない。

(利用料)

第7条 奈々鹿の利用料については、当分の間、無料とする。

(利用上の遵守事項)

第8条 利用承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された用途のみに利用し、他の用途には利用しないこと。
- (2) 別に定める奈良県広報担当VTuber「奈々鹿」キャラクターガイドラインに基づいて正しく利用すること。
- (3) 原則として、奈々鹿に近接して「奈良県広報担当VTuber「奈々鹿」」又は「奈々鹿（奈良県広報担当VTuber）」と表記すること。「奈々鹿」の部分にロゴを用いることも可とする。
- (4) 奈々鹿の品位・イメージを損なう展開又は応用使用はしないこと。
- (5) 奈々鹿の利用承認物件は、県が食品、製造原料及びいかなる商品の安全性や製品の質などを保証するものではないことを承知し、奈々鹿の利用承認物件に関し、苦情が生じた場合は、利用者の責務において必要な措置を講ずること。
- (6) 当該利用に係る物件の完成品を提出すること。ただし、提出が困難なものについては、写真等を提出すること。

(承認事項の変更)

第9条 利用者が利用承認の内容について変更をしようとする場合は、あらかじめ奈良県広報担当VTuber「奈々鹿」利用変更申請書（様式第4号）を県に提出し、県の承認を受けなければならない。

- 2 県は、前項に規定する変更申請書を受理した場合には、その内容を審査し、変更を承認するときは、奈良県広報担当VTuber「奈々鹿」利用変更承認書（様式第5号）を、承認しないときは奈良県広報担当VTuber「奈々鹿」利用変更不承認書（様式第6号）をそれぞれ交付する。

(承認の取消等)

第10条 県は、利用者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、第4条第1項の利用承認を取り消すことができる。

- (1) 利用者がこの規程に違反した場合
- (2) 利用者が第4条第1項後段の条件に違反した場合
- (3) 第5条各号のいずれかに該当することとなった場合
- (4) その他県が取り消し、又は解除することが適当と認めた場合

2 県は、前項の規定による利用承認の取消しにより利用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

(損失補償等の責任)

第11条 県は、奈々鹿の利用を承認したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

- 2 利用者は、奈々鹿を利用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、県に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。
- 3 利用者は、奈々鹿の利用に際して故意又は重大な過失により県に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を県に賠償しなければならない。

(権利譲渡・転貸の禁止)

第12条 利用者は、奈々鹿を利用する権利を第三者に譲渡し、又は転貸することができない。

(利用実績の報告)

第13条 県は、利用者に対して奈々鹿の利用に関する事項について、資料の提出または報告を求めることができる。

(その他)

第14条 この規程に定めるもののほか、奈々鹿の取扱いについて必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、令和6年12月5日から施行する。